

適性診断機器導入促進助成事業について

会員が、運行管理上の安全対策に資することを目的に、指定の適性診断機器を導入する場合、助成を行います。

助成対象	・ ACCESS CHECKER Mini ACM200 （可搬型）（（株）日立ケーイーシステムズ社製） ・ ACCESS CHECKER Mini ACM300 （可搬型）（（株）日立ケーイーシステムズ社製）
申請期間	令和7年7月1日（月）～令和7年12月19日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	診断機器1台あたり20万円
申請方法	①交付申請（R7.7.1～R7.12.19） 装置の導入前に交付申請書を提出して下さい。 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、機器を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。 ③実績報告（～R8.2.20） 交付決定を受けている場合は、機器導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 ■必要添付書類：機器購入に係る領収書の写し ※リースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書 ※領収書(リース契約書、割賦販売契約書)については、当該機器導入が特定できる記述が必要です。 <u>※手形での導入(支払い)は対象外です。</u>
注意点	一会員あたりの助成上限は、1台までとなります。

適性診断機器導入促進助成金交付要綱

平成23年3月18日制定

平成31年3月19日一部改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人長崎県トラック協会（以下「長ト協」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）に勤務する乗務員の適性診断の受診促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的に当該年度に新たに適性診断機器を導入する会員に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は以下のとおりとする。

- ・ACCESS CHECKER Mini ACM200（可搬型）：（株）日立ケーイーシステムズ社製
- ・ACCESS CHECKER Mini ACM300（可搬型）：（株）日立ケーイーシステムズ社製

(交付額)

第3条 1台あたりの交付額は、会員が当該年度に新たに導入する機器に対して下表のとおりとする。なお、1事業者あたりの助成上限は1台までとする。

機器名	助成金額
ACCESS CHECKER Mini ACM200（可搬型）	20万円
ACCESS CHECKER Mini ACM300（可搬型）	20万円

(交付申請)

第4条 助成を希望する会員は、様式1による適性診断機器導入助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 長ト協は、前条様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式2の交付決定通知書により会員事業所へ通知する。

2 長ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第6条 第4条の助成金交付申請期限を別に定める。

(実績報告)

第7条 第5条により交付決定を受けた会員が機器導入を完了したときは、別に定める期日までに様式3の適性診断機器導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）を長ト協に提出しなければならない。

(実績報告提出期限)

第8条 前条の実績報告書の提出期限を別に定める。

(助成金交付)

第9条 第7条により請求を受けた場合は、会員に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第10条 交付決定後、申請内容の変更もしくは取下げる場合は、様式4の適性診断機器導入助成事業変更・取下届を提出しなければならない。

(機器の処分制限)

第11条 会員は、交付対象となった機器を導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、予め長ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より施行する。

第2条 改正前の要綱（平成23年3月18日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。